

# 保育制度・基準改善を求める自治体の意見書・要望②

## 埼玉県富士見市議会（2022年3月14日）

### 福祉・介護、保育などケア労働者の抜本的な処遇改善を求める意見書

介護職員や保育士、障害福祉職員などケア労働に携わる労働者の平均給与は全産業平均より「月10万円低い」状況におかれるなど、劣悪な労働条件が長らく放置され、現場は慢性的な人手不足に苦しんでいる。特に介護職は離職者も多く、慢性的な人手不足が大問題となり、昨年、福祉・介護職員の処遇改善臨時特例交付金で2022年（令和4年）2月から前倒しで収入を3%（平均月額9千円程度）引き上げる予算が計上された。また、保育士や学童保育支援員についても、「1人当たり月額平均9千円の賃金引上げに相当する額」が予算化された。

しかし、保育士等は国の配置基準より多くの職員が配置されているために1人月額9千円の引上げとはならない。さらに、国の全額負担は2022年（令和4年）2月から9月までで、10月以降については国だけでなく交付税で措置されるとはいえるが、県や市町村も財源を負担することになっている。

介護や保育、学童保育、障害者福祉などに携わるケア労働者は、コロナ禍で人命を守り、勤労者の生活を支えるかけがえのない役割を果たしており、専門職にふさわしい待遇改善は待ったなしの課題である。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、ケア労働に携わる労働者の人員配置基準の改善、給料や手当の引上げなどの抜本的な処遇改善を実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月14日

埼玉県富士見市議会

あて先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣

## 埼玉県秩父市議会（2022年3月16日）

### 福祉・介護、保育などケア労働者の抜本的な処遇改善を求める意見書

介護職員や保育士、障がい福祉職員などケア労働に携わる労働者の平均給与は全産業平均より「月10万円低い」状況におかれるなど劣悪な労働条件が長らく放置され、現場は慢性的な人手不足に苦しんでいます。特に介護職は離職者も多く、慢性的な人手不足が大問題となり、昨年、福祉・介護職員の処遇改善臨時特例交付金で2022年2月から前倒しで収入を3%（平均月額9千円程度）引き上げる予算が計上されました。また、保育士や学童保育支援員についても、「1人当たり月額平均9千円の賃金引上げに相当する額」が予算化されました。

しかし、保育士等は国の配置基準より多くの職員が配置されているために1人月額9千円の引上げとはなりません。さらに、国の全額負担は22年2月から9月までで、10月以降については国だけでなく交付税で措置されるとはいえ県や市町村も財源を負担することになっています。

介護や保育、学童保育、障がい者福祉などのケア労働者は、コロナ禍で人命を守り、勤労者の生活を支えるかけがえのない役割を果たしており、専門職に相応しい待遇改善は待ったなしの課題です。

よって国においては、ケア労働に携わる労働者の人員配置基準の改善、給料や手当の引上げなどの抜本的な処遇改善を全額国負担で実施するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月16日

秩父市議会議長 高野 宏

あて先

内閣総理大臣・厚生労働大臣・財務大臣

## 奈良県天理市議会（2022年3月17日）

### 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育をおこなうためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年で少人数学級化の実施が決まり、順次実施されている。令和3年度「小学校基本調査」によれば、公立小学校の学級当たりの児童数は22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想される。小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も見直されず放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

また、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、保育士の専門性を高め保育をより充実させていくためにも、保育士不足の解消のためにも、配置基準や処遇の改善が課題である。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっています。いまこそ国が責任をもって改善を進めることができることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月17日

天理市議会

## 奈良県大和高田市議会（2022年3月17日）

### 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われています。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけています。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育をおこなうためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務です。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年で少人数学級化の実施が決まり、順次実施されています。2021年度「小学校基本調査」によれば、公立小学校の学級当たりの児童数は22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想されます。

小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も見直されず放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ません。

また、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、保育士の専門性を高め保育をより充実させていくためにも、保育士不足の解消のためにも、配置基準や処遇の改善が課題です。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっています。

いまこそ国が責任をもって改善を進めることができます。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望します。

1、国におかれては、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇を、抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月17日

大和高田市議会

あて先

衆議院・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・地方創生担当大臣

## 島根県江津市議会（2022年3月18日）

### 介護職・保育士・放課後児童クラブ職員の処遇改善を求める意見書

介護の現場では、全産業の平均より8万円も低い給与が人材確保の障害となっていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大が求人の困難に拍車をかけています。そのため、国で介護職の収入を3%（平均月額で9,000円程度）引き上げる予算が計上されました。この予算は2月から9月までのものに過ぎず、10月以降は国の負担が減ることで、処遇改善の継続には自治体やサービス利用者・被保険者での新たな負担増が懸念されます。また、処遇改善の対象は介護職に限られ、同じ介護の現場で働く事務や給食などに従事する労働者には配分されない、もしくは配分すると9,000円から目減りするものとなっています。さらには、介護事業所の条件によっては、そもそも処遇改善の対象とならない場合もあります。

保育士の処遇改善としては、1人月額平均9,000円程度の賃金引き上げのための予算が計上されました。しかし、保育士以外の職員は対象外であることや、施設での人員配置が設定より多い場合は、9,000円引き上げには費用が不足すること、公立・私立の施設で扱いが異なることなど、必要な処遇改善が図られているとは言い難い内容となっています。

放課後児童クラブ職員については、令和3年度補正予算で臨時特例事業として、平均月額9,000円の引き上げが計上されました。しかし、臨時特例事業を国が賄うのは令和4年9月までとなっており、交付申請の条件である令和4年10月以降においても、本事業より講じた賃金改善の水準を維持することとの項目を満たすには、10月以降は県・市がそれぞれ3分の1ずつを負担する必要があります。

いずれの職種においても、処遇改善のためには国の責任によるしっかりととした財政措置が必要です。

よって、国において次の事項を実現するように強く求めます。

#### 記

1. 処遇改善での1人あたりの賃金引き上げ額を大幅に増額すること。
2. 施設の裁量に拘らず、労働者に処遇改善が届くよう制度を改めること。
3. 介護職・放課後児童クラブ職員の処遇改善のための国庫負担を、10月以降も継続して計上すること。
4. 処遇改善を介護の現場で働く労働者すべて、また、同じ保育の現場で働く労働者すべてを対象とし、それに見合う予算を計上すること。
5. すべての介護事業所で働く労働者が処遇改善の対象となるよう、制度設計をみなおすこと。
6. 保育現場においては、人員配置が設定より多い施設でも、そうでない施設と同様の処遇改善を図ることができるように配分すること。
7. 公立・私立の区別なく、保育の現場で働く労働者が等しく処遇改善されるよう改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月18日

島根県江津市議会議長 永岡静馬

## 奈良県山添村議会（2022年3月22日）

### 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育をおこなうためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年で少人数学級化の実施が決まり、順次実施されている。2021年度「小学校基本調査」によれば、公立小学校の学級当たりの児童数は22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想される。小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も見直され放置されているのは、由々しき事態と言わざるを得ない。

また、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められている。保育士の専門性を高め保育をより充実させていくため、また保育士不足の解消のためにも、配置基準や処遇の改善が課題である。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっています。今こそ国が責任をもって改善することが求められています。

よって、国において必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

#### 記

1. 国に対して、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

奈良県山添村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）

## 奈良県大和郡山市議会（2022年3月22日）

### 保育所等の職員配置基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われています。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなっています。

保育所等の4・5歳児の配置基準は70年以上も見直されておらず、子ども30人に対して保育士1人とされています。これに対し、小学校では学級当たりの児童数が22.7人（2021年度「小学校基本調査」）とコロナ禍を受けて少人数学級化が進んでいます。小学校での教員1人に対する児童数と比較しても、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等において、現状の配置基準では保育士の負担が大きいと言わざるを得ません。保育所等の職員配置基準の改善が急務です。

一方、全国の自治体では待機児童の解消に取り組み、保育所等の整備が進んでいますが、それに伴い保育士不足が大きな課題となっています。加えて、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が

子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、さらには感染対策と手厚い保育の両立も求められ、保育士不足に拍車をかけています。

よって国におかれでは、保育所等における感染対策の徹底と充実した保育の実施のため、保育所等の職員配置基準と保育士の待遇を抜本的に改善されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月22日

大和郡山市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、少子化対策特命担当大臣

## 群馬県前橋市議会（2022年3月28日）

### 保育所における職員配置基準等の見直しを求める意見書

我が国では、少子高齢化の進む状況下、子育て施策充実に向け、待機児童解消に向けた取組等が進められ、こども家庭庁設置に向けても準備室を設け順次取り組まれている。

一方では、保育所現場における職員配置基準について、半世紀以上見直しがなされていない状況もある。

保育士1人の受持ち乳幼児童数は、ゼロ歳児で3人、1・2歳児で6人、3歳児で20人、4歳児以上で30人となっており、現場負担は大きい状況のままとなっている。

地方自治体では保育環境改善のため独自施策により人員の増配置に努めざるを得ない状況は依然続いており財政負担も大きい状況となっていることから、職員配置基準見直しによる保育環境の改善、自治体財政負担の軽減が求められている。

保育現場はコロナ禍においても、原則、開所が求められ、感染予防対策を図りながら保育環境の維持・充実に努め、子どもたちの発達過程に応じた事業運営を実施している。

「保育所保育指針」のうち「子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」との保育目標に沿い、日々子どもたちに接している。

よって、国においては、保育環境改善のための、保育士配置基準の見直しや財政措置を速やかに図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月28日

前橋市議会議長 小曾根英明

あて先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣

## 大阪市（2021年6月1日）

### 本市の認可保育所において発生した死亡事故を踏まえた制度改正について（要望）

内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）坂本哲志様

厚生労働大臣 田村憲久様

令和3年6月1日  
大阪市長 松井一郎

平素は、大阪市保育行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年2月、大阪市内の認可保育所で、離乳食から普通食への移行期間にあった1歳2か月の児童が、保育士から介助を受けながら給食を食べている途中、りんご等の食べ物を喉に詰まらせ、窒息により死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、本市の「こども・子育て支援会議 教育・保育等事故検証部会」において、事故の検証及び再発防止策の検討が行われ、令和3年1月14日に同部会から、検証・検討の結果を取りまとめた「大阪市教育・保育施設等における重大事故検証報告書」が本市に提出されました。なお、この報告書の内容については、同年1月25日に大阪府を通じて、国に報告したところです。

同報告書においては、再発防止のための提言として、「一人一人の子どもの発達に応じた保育の重要性」や「職員一人一人の危機管理意識の向上」等、保育施設が取組むべき項目に加え、「保育の質の向上につなげるための大坂市の支援強化等」として、本市として取組むべき項目が挙げられております。そのうちの一つとして「あらためて保育所等において事故防止対策が適切に講じられるよう、次のとおり、国へ提案・要望を行うこと。」とされ、具体的な国への提案・要望事項として、「低年齢児（0歳児、1歳児）の保育士配置基準の改善と看護師・栄養士の配置を必須とすること」及び「福祉サービス第三者評価受審の義務化」が挙げられております。

この提言を踏まえ、本市として対応を検討した結果、次のとおり制度改正を要望します。

### 1 保育士配置基準の見直し等

- ・子どもの命を守り、安全・安心な保育環境を確保できるよう、子ども・子育て支援新制度の幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実として必要とされる財源について恒久的な確保策を講じ、1歳児配置基準改善（6：1から5：1へ）を早急に実現するとともに、0歳児についても、保育士等を加配した場合の人員費を公定価格に加算すること。
- ・さまざまな職種の専門性を活かし、事故防止対策を強化するために、看護師を配置した場合の人員費を公定価格の加算の対象とするとともに、栄養管理加算を拡充し、栄養士を雇用等した場合に週5日程度の費用を措置すること。

### 2 福祉サービス第三者評価受審の義務化

- ・福祉サービス第三者評価の受審は、保育の質の確保・向上を図るために有効であり、受審と情報公開の義務付けと、受審費用の全額財政措置を講じること。
- ・福祉サービス第三者評価の受審促進及び義務化に向けて、評価機関や評価調査者の養成についても国の責任において取組むこと。

### 3 普通救命講習等の受講の義務化

- ・事故発生時に、保育現場における適切な救命処置を可能にするため、普通救命講習等の受講の義務付けと、講習実施費用の財政措置を講じること。

事故検証部会の委員からは、「このような事故は、大切に育ってきた子どもを突然失うという悲しみを、保護者をはじめとしたご遺族に与えるだけでなく、事故の責任を一生背負うという苦しみを保育現場の職員に与える大変不幸な出来事であり、二度とあってはならない。」とのご意見をいただいております。

本市としてもご遺族の悲しみ、保育現場の職員の苦しみに直に接する中、事故の再発防止に不退転の決意で取組まなければならないと考えております。

国におかれましては、保育の「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪として取組む必要があるとの考え方のもと、これまで保育の「質の改善」として、3歳児の職員配置を改善するなどの取組みを進めておられます。近年、保育所等における死亡事故は、本市のみならず他の自治体においても報告されており、事故防止の取組みは全国的な課題となっております。このような状況の中、国においても自治体においても、更なる保育の「質の改善」と事故防止の取組みが求められているのではないでしょうか。

このようなことから、できる限り早期に上記の制度改正を行う必要があると考えます。

何卒事情をご賢察のうえ、ご配慮賜りますようお願いいたします。